

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年3月18日(2010.3.18)

【公開番号】特開2008-259895(P2008-259895A)

【公開日】平成20年10月30日(2008.10.30)

【年通号数】公開・登録公報2008-043

【出願番号】特願2008-202090(P2008-202090)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 5 3

A 6 3 F 7/02 3 2 8

【手続補正書】

【提出日】平成22年1月28日(2010.1.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技媒体の計数処理を行うと共に、この計数処理により得られた計数値を含むデータを記録した記録媒体を発行する遊技媒体計数システムにおいて、

前記計数値が所定の基準値を超える場合には、店員の操作に基づく計数処理であること
を条件に、当該計数値を含むデータを記録した記録媒体を発行する、
ことを特徴とする遊技媒体計数システム。

【請求項2】

前記計数値が前記基準値以下である場合には、前記条件が成立しなくても当該計数値を含むデータを記録した記録媒体を発行する

ことを特徴とする請求項1に記載の遊技媒体計数システム。

【請求項3】

前記基準値を任意に設定するための基準値設定手段を備えた、
ことを特徴とする請求項1または2記載の遊技媒体計数システム。

【請求項4】

前記計数値が前記基準値を超える場合には、店員の操作に基づく計数処理でないことを条件に、前記計数値が前記基準値を超えた旨を外部へ報知する報知手段を備えた、
ことを特徴とする請求項1から3のいずれか1項に記載の遊技媒体計数システム。

【請求項5】

前記計数値が前記基準値を超える場合において、店員の操作に基づく計数処理でない場合であっても、当該計数値が内部に記憶される、
ことを特徴とする請求項1から4のいずれか1項に記載の遊技媒体計数システム。

【請求項6】

手動で店員を呼び出すための店員呼出手段を備えた、
ことを特徴とする請求項1から5のいずれか1項に記載の遊技媒体計数システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0008】**

第1の発明は、遊技媒体の計数処理を行うと共に、この計数処理により得られた計数値を含むデータを記録した記録媒体を発行する遊技媒体計数システムにおいて、前記計数値が所定の基準値を超える場合には、店員の操作に基づく計数処理であることを条件に、当該計数値を含むデータを記録した記録媒体を発行する、ことを特徴とする遊技媒体計数システムである。

【手続補正3】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0010****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0010】**

第2の発明は、第1の発明において、前記計数値が前記基準値以下である場合には、前記条件が成立しなくても当該計数値を含むデータを記録した記録媒体を発行する、というものである。

また、第3の発明は、第1または第2の発明において、前記基準値を任意に設定するための基準値設定手段を備えたものである。

【手続補正4】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0011****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0011】**

この第3の発明によれば、遊技店の運営方針や各種の条件等に応じて基準値を任意に設定することができる。

【手続補正5】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0012****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0012】**

第4の発明は、第1乃至第3の発明のいずれかにおいて、前記計数値が前記基準値を超える場合には、店員の操作に基づく計数処理でないことを条件に、前記計数値が前記基準値を超えた旨を外部へ報知する報知手段を備えたものである。

【手続補正6】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0013****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0013】**

この第4の発明によれば、(基準値を超えるような)大量の遊技媒体の計数は店員の操作に基づいて行うという前提を、より確実に担保することが可能となる。

【手続補正7】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0014****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0014】**

第5の発明は、第1乃至第4の発明のいずれかにおいて、前記計数値が前記基準値を超

える場合において、店員の操作に基づく計数処理でない場合であっても、当該計数値が内部に記憶されるものである。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

この第5の発明によれば、内部に記憶された計数値を、例えば駆け付けた店員が所定の操作を行うことによって呼び出すことで、誤って基準値を超えるような計数処理を行ってしまった遊技客の救済措置をとるときに利用することができる。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

第6の発明は、第1乃至第5の発明のいずれかにおいて、手動で店員を呼び出すための店員呼出手段を備えたものである。